

富田林市SDGsパートナーシップ制度ガイドライン

令和6（2024）年11月1日改訂
富田林市 市長公室 政策推進課

I. SDGsとは



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、先進国と開発途上国が共に取り組む国際社会全体の普遍的な目標として2015年に国連サミットで採択され、2030年に達成すべき17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

2. 富田林市とSDGs

富田林市では「誰一人として取り残さない」とするSDGsの理念を市政に取り入れ、下記の方針・計画のもと、多様なステークホルダーとの共創によるまちづくりを進めています。

(1) 富田林版SDGs取組方針（2019年7月）

SDGsの達成に向け、3つの基本的方向を定めています。

基本的
方向 1

SDGsの理念の
理解促進

- ① 富田林版取組方針の策定・公表
- ② SDGsの理念の普及・啓発

基本的
方向 2

市政における
SDGs要素の反映

- ① 総合ビジョンとSDGsの整理
- ② 各課におけるSDGs要素の反映

基本的
方向 3

SDGsを介した
様々な連携の創出

- ① SDGsを共通言語とした公民連携の推進
- ② SDGsを共通言語としたステークホルダー間の連携促進

(2) 富田林市SDGs未来都市計画（2020年8月）

富田林市では、地域で活躍されている市民・団体・学生や企業などの皆さまと一緒に、SDGsの実現と、「ひと」と「まち」の健康増進につなげるため、「富田林市SDGs未来都市計画」を策定し、「2030年のあるべき姿」を定めています。

2030年のあるべき姿

いのちが輝き みんなで理想を追求する 魅力と活力あふれるまち富田林

市民や団体、教育機関、企業などの「ひと」が、自分らしく、いきいきと活躍するための「健康」づくりを進めます。

様々な「ひと」が、理想の地域の姿をみんなで描き、その実現に向けて一緒に取り組む社会をめざします（マルチパートナーシップ）。

富田林寺内町や豊富な自然、産業など、富田林独自の魅力をつなぎ合わせ、たくさんの人を惹きつける活力あるまちをめざします。

3. 富田林市SDGsパートナーシップ制度

本制度は、SDGsの達成に向けた取組を地域一体となって推進するため、市内でSDGsの活動や普及啓発に取り組んでいる企業・団体等のみなさまを本市独自で「富田林市SDGsパートナー」として登録し、活動事例の紹介やパートナー間の連携を促進し、市内におけるSDGsを推進することを目的としています。

(1) 登録の対象

富田林市内または富田林市に隣接する市町村に
事業所などを置く、企業・団体・教育機関・
特定非営利活動法人 など

◆ 富田林市に隣接する市町村

堺市美原区、羽曳野市、大阪狭山市、河内長野市、
太子町、河南町、千早赤阪村



(2) 登録の要件

富田林市内でSDGsの達成に向けた活動に取り組み、または取り組む意欲のある企業・団体等のうち、次の①～④のすべてに該当することが登録の要件です。

- ① SDGsの達成に向けて、代表者の考えが宣言されていること。
⇒ **SDGs宣言書**を提出
- ② SDGsの達成に向けた具体的な活動内容を報告していること。
⇒ **富田林市SDGsパートナー登録申請書（活動状況報告書）**を提出
- ③ 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(3) 申請方法

次の書類を、Eメール・郵送・窓口持参のいずれかで提出してください。

- ① 富田林市SDGsパートナー登録申請書（様式第1号）
- ② SDGs宣言書（様式第2号）
- ③ その他市長が必要と認める書類

富田林市役所 市長公室 政策推進課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号 | E-mail : plan@city.tondabayashi.lg.jp

(4) パートナー登録のメリット

- ① SDGsに積極的に取り組む企業・団体などとして市ウェブサイト等々対外的に広報します。
- ② 富田林市SDGsパートナーシップ制度のオリジナルロゴマークを使用していただくことができます。



ACT FOR 2030
SDGs未来都市
富田林
PARTNER

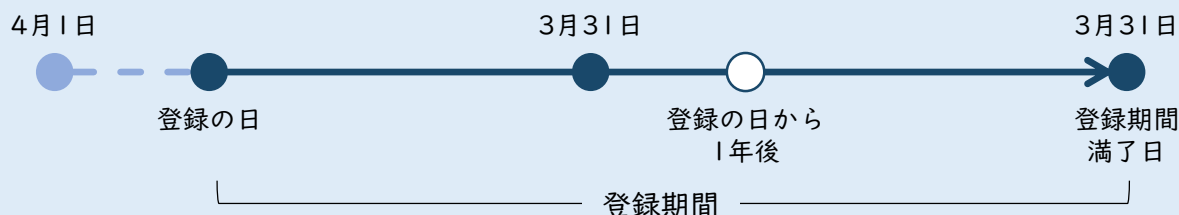


ACT FOR 2030
SDGs未来都市
富田林
PARTNER

(5) 登録の期間

登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日※までが登録期間です。

※年度：4月1日から翌3月31日まで



(6) 登録の更新

登録期間満了日の1か月前までに、富田林市SDGsパートナー活動状況報告書（様式第4号）を提出していただくことにより、登録期間を1年間延長します。

(7) 登録の変更

申請の内容に変更が生じたときは、**富田林市SDGsパートナー登録変更届出書（様式第5号）**により、速やかに届け出ていただく必要があります。

(8) 注意事項

次のいずれかに該当する場合はパートナー登録を取り消します。

- ① 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- ② 法令等に違反する重大な事案が発生した場合
- ③ SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- ④ その他、パートナーとして不適当と認める場合

その他の詳細については**富田林市SDGsパートナーシップ制度実施要綱**をご参照ください。

4. パートナーにお願いすること



富田林市SDGsパートナーの皆さまには、次のような活動に積極的に取り組んでいただくことをお願いします。

① SDGsの普及啓発や理解促進

例：社員等のSDGsに関する理解を促進

自社（団体）の取組について、ウェブページ等で発信

② SDGsの理念に沿った活動の実践と、持続可能な地域づくりへの貢献

例：SDGsに寄与する事業活動の展開

ボランティア活動など、社会貢献活動の実施

③ パートナー間での交流と連携

例：パートナーで構成する新たな活動主体の組成

他のパートナーとの連携による新たな活動の展開

5. パートナー登録におけた取組例

経済面

- ・ 学生の起業や若手経営者の事業支援
- ・ 地域産業の活性化に貢献する製品の開発
- ・ テレワークやフレックスタイム制の導入



社会面

- ・ 多様な人材が活躍できる社内制度の運用
- ・ 地域イベントや社会貢献活動への参加
- ・ 子どもの見守り活動の実施



環境面

- ・ 製造工程において排出されるCO₂排出量の削減
- ・ 再生可能エネルギーの利用
- ・ 脱プラスチックの推進



事業ベースのものから地域活動まで、規模の大小を問わず、SDGsや地域貢献の取組が幅広く対象になります。まずはお気軽にご相談ください。